

## **[事案 2024-257] 減額手続取消請求**

・令和7年8月29日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、減額手続の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和2年11月に代理店を通じて契約した定期保険について、令和5年10月に減額手続を行ったが、減額とは一部解約ではなく、今まで支払った保険料は貯まったまま、今後支払う保険料が下がるだけだと思っていたことから、減額手続を取り消してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対し、減額後の設計書、減額変更試算書を用いて、減額の注意点や、減額により一部解約となり解約返戻金が返還されること等を説明した。
- (2)申立人は、減額手続をする前に、減額により返還される金額を確認できる減額変更試算書を受領しており、減額手続書類に解約返戻金の送金先口座を記入した。このような状況を踏まえると、申立人は減額手続の時点において、減額が一部解約であることを明確に理解し、認識した上で手続をしたものと考えられる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額手続時の状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。